

生徒定期健康診断業務処理要領

受注者は、北海道札幌西高等学校生徒定期健康診断業務の処理に当たっては、契約書に定めるところによるほか、この要領に定めるところに従い適切に処理するものとする。

1 実施方法

北海道札幌西高等学校に人員、健診車、機材等を派遣・配置して実施すること。

2 実施期日及び実施件数等

(1) 次の期日及び件数（予定）で実施すること。

区分		実施日時	実施場所	実施件数（予定）
結核健診	全日 制	令和6年(2024年)4月1日～5月31日 13時00分から 15時30分まで	北海道札幌西高等学校 職員玄関前	320件
	定時 制	17時35分から 20時00分まで	北海道札幌西高等学校 職員玄関前	40件
心電図検査	全日 制	令和6年(2024年)4月1日～5月31日 13時00分から 15時30分まで	北海道札幌西高等学校 視聴覚室・会議室	320件
	定時 制	17時35分から 20時00分まで	北海道札幌西高等学校 視聴覚室・会議室	40件
尿検査	全日 制	令和6年(2024年)4月1日～5月31日 10時00分から 12時00分まで	北海道札幌西高等学校 教育相談室	959件
	定時 制	18時30分から 20時00分まで	北海道札幌西高等学校 定時制保健室	82件

(2) 上記検査の実施日、実施時間及び実施手順の詳細については、別途学校長と協議すること。

(3) 上記期日に受診できなかった生徒については、別途、実施日時及び実施場所を学校長と協議の上実施すること。

(4) いずれの検査も令和6年(2024年)6月30日までに終了すること。

(5) 実施件数（予定）は、生徒の入学状況や転出入の状況により変更することがある。

3 健診の実施

(1) 健診を実施するための必要な衝立、カーテン、採尿用具等の物品を用意し、会場を設営・撤収すること。採尿用具について、全日制は1組40セットにすること。

(2) 結核健診及び心電図検査については、男女別の受診であることを念頭に実施時間に応じた人員、健診車、機材等を配置し、受診者の誘導を行うこと。

(3) 健診実施に伴って生じた廃棄物（検尿カップ、脱脂綿等）は、受注者が回収するものとし、関係法令に基づいて適正に処分すること。

(4) 健診業務員には、実施機関名、職種名及び氏名を明記した名札を着用させること。

4 健診結果報告書

(1) 契約書第3条に定める健診結果を記載した報告書は、健診を行った都度学校長に提出するものとする。（様式は任意）

(2) 最終の健診実施後、実施実人員等を記載した生徒定期健康診断実施報告書（様式1）を令和6年（2024年）6月30日までに学校長に提出すること。

5 その他

(1) 秘密の保持については、契約書第21条各項によるほか、生徒個人情報の漏えい防止に特段の注意を払うこと。

(2) この要領に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議のうえ、処理するものとする。